

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 異議なしと認めます。よって議案第百十六号は厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

議長(石川信義君) これより一時まで休憩をとります。

午前十一時五十九分 休憩

午後一時一十分 開議
議長(石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七 議案第百十七号 昭和四十七年度福生市公益質屋
会計決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 会計課長 森田 武君。

(会計課長 森田 武君 登壇)

○会計課長(森田 武君) それでは 議案第百十七号 昭和四十七年度福生市公益質屋会計決算認定を説明申し上げます。
二二ページをお開き願います。

福祉業の一環として広く利用されてきた公益質屋も近年の経済情勢を反映してか、利用者や階層に変化をきたしましてその存在が云々されてあり、各市におきても検討されておりますが、逐次その等を消していくようにございます。本市の施設も昭和三十六年開設以来、順調にその役目を果たしてきておりますが、事業成績、あるいは質屋その変化、あるいは監査委員さん等の指摘もあり、現在その存置について検討しているような状態でございます。

まず歳入から説明申し上げます。

一款の事業収入二百一十九万九千九百十二円 これは貸付け金の利子収入でございます。

二款の繰入金三十万、これは一般会計からでございます。昭和四十六年度はゼロでございます。

三番の繰越金二十七万一千二百十六円 これは昭和四十六年度からの繰越金でございます。

諸収入六万六千六百五十二円 預金利子、合計したしまして歳入が二百六十九万九千九百八十九円。予算に対して一三・六%の収入

率でござります。

次に歳出でございますが、一番の二款の総務費、これは人件費が九四%を占めております。残りが需用費にござります。

合計したしまして二百五十一万二千七百五十九円で翌年度への繰越金が一十八万七千二百三十一円と相成っております。

以上はなほだ簡單でございますが、説明を終らせていただきますよう、ご審議の上、ご認定下さるようお願いいたします。

議長(石川信義君) 引き続く監査委員から監査結果について、ご報告を求めます。

(監査委員 塩野鉄之助君 登壇)

○監査委員(塩野鉄之助君) ご指名がござりましたので、審査の対象であります昭和四十七年度福生市公益質屋会計の歳入歳出決算審査の報告をいたします。

なお、本案の審査の期間、審査の対象、審査の手続等の朗読が一般会計審査と同一時点に行なわれましたので省略させていただきます。

福生市議会

審査の結果はただいま会計課長から決算内容について報告がありましたとおり、決算額を前年と比較して見ると歳入におき

て一〇・六六%、歳出におきかは一五・八八%の各増となっております。

差引残額は十八万七千二百三十一円となっております。しかしながら単年度収支額は八万四千百九十五円の赤字であり、また一般会計からの繰入金も三十一万円となっておりますので、実質三十八万四千百九十五円の赤字となっております。

本会計の近年の財政状態は年々悪化してあり、その原因は事業収入の伸びを人件費の増加が上回っているためであり、この傾向はこれからも続くものと思われ、一方事業収入の増加は現在の基金の額、あるいは事業量等を見てもあまり望めず、財政状態の好転は期待できない。また現在の利用者の状況、あるいは各市の状況等を勘案して公益質屋の廃止を検討されるよう要望いたします。

以上審査結果でございます。よろしくご検討下さいますようお願いいたします。

議長(石川信義君) 以上を提案理由の説明及び監査結果の報告

は終りました。

これより 本案に対する質疑を行ないます。

(応答なし)

○議長(石川信義君) 以上で 質疑は終わります。

○十一番(伊藤忠次郎君) この際 動議を提出いたします。

ただいま 議題となりております 議案第百十七号については 厚生

委員会に託し、審査進められんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりいたします。 ただいま伊藤忠次郎君

から所定の賛成者を得て、 本案は厚生委員会に付託し、審査

せしめられたい旨の動議が提出されました。 本動議のとおり決する

ことに、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 異議なしと認めます。 よう議案第百十七号

は厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長(石川信義君) 次に 日程第八議案第百十八号 昭和四十七年度福生

市福生都市計画 福生土地区画整理事業会計^決算認定についてを

議題といたします。

本案について 提案理由の説明を求めます。 会計課長 石川 武君。

(会計課長 石川 武君 登壇)

○会計課長(石川 武君) 二指名によりまして 議案第百十八号 昭和四十七年度

福生市 福生都市計画 福生土地区画整理事業会計決算の認定につ

きまして 説明申し上げます。

二四四ページをお開き願います。

歳入から説明申し上げます。

まず 第一款でございますが、 合担金及び負担金 これは保留地処

合金におもて、 その内訳は新都市建設公社の予納金二億五千五百

六千五百四十百十九円その他が 合金となりております。

二款の繰入金は一般会計から五千万円、 三款の繰越金七千八百

十五万四千八百四十九円は 四十六年度からの繰越金でございます。

四款の諸収入九百四十六万三千三百三十円、 これは武蔵野台地区の換地

精算支出金をいいます。合計が四億一千七百三十九万九千九百九十九円と相成っております。

次に歳出の二面六ページをお開き願います。

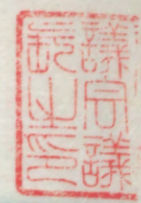
款の総務費は人件費、あるいは需用費等、人件費が四百五十五万八千五百六円を占めております。

二款の事業費、この内公社（の委託料が三億三千二百七十五万円で地区別では加美平が四千三百五十万円で、それから多摩平河原が三億九千九百八十五万円の委託料を支払っております。なお、この歳出の決算総額の約八二%を占めております。その他は建物耕作物の補償料が

両地区合算で五千三百七十五万九千九百三十九円が支出されております。三款の諸支出金は換地精算交付金で、武蔵野台地区の換地精算によるものでござります。

歳入 歳出差別をいたしまして、一千四百七十七万二千円が翌年度の繰越される数字と相成るわけにござります。

はなはだ簡単でございますが、よろしくご審議の上、ご認定下さるよう、お願いいたします。



議長（石川信義君） 引き続き、監査委員から、監査結果について報告を求めます。

（監査委員 塩野鉄之助君 登壇）

○監査委員（塩野鉄之助君） ご指名をいただきましたので、審査の対象であります。昭和四十七年度 福生都市計画福生工地区画整理事業会計歳入

歳出決算の審査報告をいたします。

審査の期間、審査の対象、審査の手続とすべて各会計とも同一時点に行なっておりますので、省略させていただきます。

本決算を前年度と比較いたしますと、歳入におきく一四・八%、歳出におきくは二二・三・九%と大幅に増加しております。歳入のおもなものは、保留地処分金、繰越金、繰入金等であります。

歳入におきくは、加美平、多摩平河原両地区の事業費が総額の九二・六%を占めており、前年に比べ三・四三倍に増加しております。

本会計の決算書及び附属調書の計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合の結果、適正であると認めるところであります。

以上で審査報告を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

ます。

議長(石川信義君) 以上で 提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより 本案に対する質疑を行ないます。

○西番(田村市郎君) 多摩河原地区の事業が四十九年に完了すると思いますが、大体この完了見通しは何か加えてございますか。

○都市計画課長(浅見裕康君) 自席からお答え申し上げます。

一応多摩河原につきましては、お蔭様をもちまして資金的にもあるいは権利者との調整の問題等もスムーズにいそまりまして、予定どおり四十九年度に完了は出来るというように確信しております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で 質疑を終わります。

○十一番(伊藤忠次郎君) この際 動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十八号については、建設委員会に託し 審査進められんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

福生市議会

議長(石川信義君) おはかりをいたします。ただいま伊藤忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 異議なしと認めます。よって議案第百十八号は建設委員会に付託すること、決定をいたしました。

○議長(石川信義君) 次に 日程第九 議案第百十九号 昭和四十七年度福生市公共用地会計決算認定についてを議題といたします。

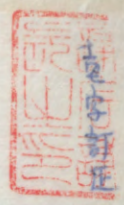
本案について 提案理由の説明を求めます。会計課長 森田 武君。

(会計課長 森田 武君 登壇)

○会計課長(森田 武君) 指名によりまして 議案第百十九号 昭和四十七年度福生市公共用地会計決算認定を説明申し上げます。

二六六ページをお開き願います。

まず 一款の繰越金 額は四十六年度からで 十三万五千五百七十九



二款の諸収入三百九万一千五百三十五円は、土地開発基金から生じた預金利子でございます。合計で三百三十一万七千五百三十二円。

次に支出は、総務費三百一十九千円、その内訳は開発基金（の積立金）が三百一十千円、それから九千円は事務費などでございます。

残額十八千五百三十二円は翌年度への繰越金でございます。

なお、この会計は土地開発基金から生じた収益を予算計上し、整理するための会計でございます。

以上は、ただ簡単にございいますか、説明を終わらせていただきます。ようーくご審議の上、ご認定下さるようお願いいたします。

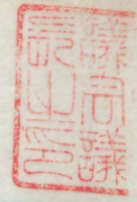
○議長（石川信義君） 引き続き、監査委員から監査結果について報告を求めます。監査委員 塩野鉄之助君。

（監査委員 塩野鉄之助君 登壇）

○監査委員（塩野鉄之助君） ご指名をいただきましたので、昭和四十七年度

福生市公共用地会計歳入歳出決算の審査報告を申し上げます。

本会計につきましてこの会計決算審査報告と同様に行なっております。



本会計は土地開発基金の運用に伴う収支の整理であり、関係諸帳簿、証書類と照合の結果、計数は適正であり、内容にも適正であると認めらるものであります。

以上審査報告といたします。ようーくご審議をお願いいたします。

○議長（石川信義君） 以上で、提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行ないます。

○四 番（田村市郎君） 来年度からのことをお尋ねしますが、公共用地

会計は、これは開発公社が出来ますともうなくなるということですか。その点は、どういふふうに……。

これは、これとして残すものですか、その点は、どうですか。

○企画財政課長（上野重勝君） 土地開発基金は、公社ができる以前に自

治省の方の地方交付税の配分の中で、土地開発基金として交付されてきたもので、これはそれなりに運用するわけでございます。公社は一応市の

負担ではありまするが、全然別個の内容をござりますので、現段階では

土地開発基金があり、これを運用する限りには、この会計は必要で

あううと考へてあります。

○四番(田村市郎君) するとこれはずっと来年も続くわけですね。
○企画財政課長(上野重勝君) 若干 年度末までに検討は要するだろう
うかとは思いますが、いまの段階では継続してあつていく予定でござ
います。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終わります。

○十一番(伊藤忠次郎君) この際 動議を提出いたします。

ただいま議題となっております 議案第百十九号については建設
委員会の付託し、審査を進められんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) おはかりをいたします。ただいま伊藤忠次郎君
から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査
せしめられた旨の動議が提出されました。本動議のとおり決する
ことと、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よう議案第百十九
号は建設委員会に付託することと決定をいたしました。

○議長(石川信義君) 次に日程第十 議案第百二十号 市道路線の認定
についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長黒田 登君。

(建設課長 黒田 登君 登壇)

○建設課長(黒田 登君) ご指名によりまして議案第百二十号について
ご説明申し上げます。

議案第百二十号 市道路線の認定につきまして、道路法第
八条の規定に基づきまして認定しようとするものであります。

この市道第一二三九号線は、福生駅西口の交番と西武信用金
庫 福生支店との間を羽村方向へ走る 一方交通の都府道を約二〇メー
トルくらい行った、産経新聞福生専売所と田辺肉店自宅との間
を西側に入り、本六会館前とあり、村野瓦工場の方から来た市
道第一二三〇路線に接続する幅員四メートル、延長二六・二メートルの

私道を村野真一氏及び田村半十郎氏からの寄附によるものでありまして、基点終点が公道に接続してあり、また住民の集会場という半公共的な建物もあり、道路整備が必要と考えられるので市道として認定しようとするものであります。

慎重に審議いただきまして、ご可決下さいますようお願い申しあげまして、提案理由の説明を終わります。

議長(石川信義君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。これより、本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で、質疑は終わります。

十一番(伊藤忠次郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第百二十号については建設委員会に託し、審査を進められんことを望みます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかり申しあげます。ただいま伊藤忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、

福生市議会

審査せしめられた旨の動議が提出されました。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第百二十号は建設委員会に付託することと決定をいたしました。

これより十分間休憩をとります。

午後一時三十分 休憩

午後一時四十分 開議

議長(石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、助役から発言の申し出がありましたので、これを許します。

助役(篠崎俊夫君) 昨日の一般会計補正予算第四号の大野議員の質問に関連しまして、私が基地交付金の質問でござりましたか、三次基地は前年度に比べたことは基地交付金が減額になっておるようであると、こう申しあげたのでございますが、この点が誤りでございまして、

実は市長会を通じ、知らされました数字をうの飲みたし、まして発表したし、したことを申し、誤なりと思ふ。三沢市に電話をかけて聞いたところ、間違りであることがはつきりしたのでございます。

具体的に申しあげますと、福生市の基地交付金と調整交付金を合せて申しあげますと、昭和四十七年度は福生市の場合は一億一千三百八十二万円でございまして、それが昭和四十八年度は一億七千三万四千円に相なりしました。四九・三%の増でございます。

それから三沢市の場合を聞きましたところ、基地交付金と調整交付金を合せて昭和四十七年度は一億四千二百八十一万四千円にございまして、それが昭和四十八年度は一億七千三百五十三万四千円にございまして、

したがって三沢市の場合も二・五%の増に相なっておりますのでございまして、三沢基地の方は減額されたようだと昨日申しあげたのは全くの誤りでございまして、懐念を訂正を申しあげます。

議長(石川信義君) たゞいま、助役から発言がありましたとあり、訂正を承認すること、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって発言のとおり訂正すること、決定をいたしました。

議長(石川信義君) 次に日程第十一請願第七号地域住民集会所設置に関する請願書を議題といたします。

事務局長をして請願の朗読をいたさせます。

(古谷誠会事務局長朗読) 省略 別添参照

議長(石川信義君) 以上で朗読は終わりました。

紹介議員 田村市郎君から本主旨の説明を求めます。

(四番 田村市郎君 登壇)

四番(田村市郎君) ご指名いただきましたので、請願第七号に対する紹介議員を代表いたしました。はなはだ僭越でございしますが、請願の主旨説明を行なわせていただきます。

本請願の内容は、つとはたゞ朗読されましたとあり、あります。さうに一部の例を申しあげ、補足説明をいたしました。お願ひします次第



でございます。

の承知のとおり十数来議会各位並びに市当局者の重大なる関心事業でありました福生駅東口開発事業も関係各位の努力により、本議会に百九号議案東口土地区画整理事業施行規定の条例提案までに進んでおられたことは、地元民は申しすまでもなく特に本請願地区住民は長い年月の期待で、心から本事業推進には喜んでおりまた感謝申しあげてある次第であります。

この時に当り本開発地区内に宗教法人福生不動尊寺院も含まれてゐることは周知のとおりであります。十数年前に本町会の集会場は町内各位の寄付百数十万円を集めて新築を不動尊庭内にされたのであります。六十年前に不動尊側と土地の問題が起り、宗教法人を設立せねばならぬのであります。そのため本寺院内の建造物は一切この町会集会場も含めて、宗教法人の所有にいたさねばならぬのであります。せうく建てた集会場も法的に町会使用も以前と違ひ意のままにならなくなり、不動尊の管理者も使用等において十分心得てはゐるものの、法人所有となる

と法的にも自由に使用がいかになつたことが多々あります。しかしながら不動尊側も町会役員等も東口開発事業推進の時にはと不便を忍んで今日まできた次第であります。

東口開発施行に当り市当局並びに関係各位にも不動尊の件についてはいろいろの計画、方法等もあるかと思いますが、本不動尊庭内にあります町会の集会所をしっかりと認識を下されまして請願の主旨いかえつたばかり、紹介議員一同強く要望したのである次第であります。

本請願に対し、議員各位の格段のご配慮をもち、ご採決賜わりますようお願い申し上げます。けなはた簡單であります。代表したとして本駐旨の説明とさせていただきます。

議長(石川信義君) 以上で紹介議員の主旨説明を終わりました。承り本件請願に対する質疑を行ないます。

○十五番(末次性男君) 紹介議員の方に質問を申し上げますが、これはあれですか、土地建物全部を市でやれということですか、あるいは建物のだけ、土地はうちのほうで見えるから建物だけをやれ